

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

---

1 調査事件

(1) 特別養護老人ホーム恵楽園への対応について

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 本件については、当該老人ホームで入居者に対し同意を得ず身体拘束などを行ったことが疑われる事案について新聞報道があったところで、まずはこれまでの経過について説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、よろしいか。（異議なし）
- ・ それでは、理事者の入室を求める。

（保健福祉部 入室）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは説明をお願いします。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 説明にあたって資料を配付したいが、よろしいか。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ ただいま、理事者から説明に係る資料を配付したいとの申し出があったが、いかがか。（異議なし）
- ・ それでは、配付をお願いします。

（資料配付）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ それでは、改めて説明をお願いします。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 資料説明：特別養護老人ホーム恵楽園への対応について（令和 6 年 3 月 6 日付 保健福祉部調製）

○委員長（小林 芳幸）

- ・ お聞きのとおりだ。
- ・ ただいまの説明について各委員から現時点で確認しておきたいことはあるか。

○金澤 浩幸委員

- ・ 恵楽園への監査の状況について伺いたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 監査の状況についてのお尋ねだが、介護サービス事業所を運営しているところに対しては、事業所の監査として、3年に1回、通常であれば実地検査という形で入っている。その他定期的に、社会福祉法人の監査というものも実施しており、その中で、当該法人あるいは施設についても定期的に監査を実施してきたという状況だ。

○金澤 浩幸委員

- ・ 直近だと、どういう監査をやっていたのか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 通常、介護サービス事業所については3年に1度の実地検査の際、自己点検表という形でまず施設側で事業について基準に適合しているかどうかということを確認していただき、関係書類を提出していただく。それを基に基準に則して運営されているかということを確認するのが基本である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 3年に1度の監査は、直近ではいつやられたのか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 当該施設に対する直近の調査時期については、令和4年9月29日に実施している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 社会福祉法人からの書類を見るだけで現地には行かないということによいか。書類を見て疑義があれば、監査報告などを相手に出されているということによいか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 先ほど申し上げた自己点検表に基づき、運用基準等への適合状況について担当職員が確認をし、適合していない部分がある場合については改善への指導等を行い、改善結果の確認をして終了という形である。これらは、基本的に書面での審査というのが中心になる。

○金澤 浩幸委員

- ・ 令和4年9月の調査では問題はなかったということだと思う。
- ・ 令和5年12月20日に、施設長が市役所に来て、同施設の職員による不適切なケアに関して事故報告書の提出がされたとあり、身体拘束については口頭での報告となっているが、どういう意味か。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ ただいまの質問に対して答弁する前に、令和4年9月に実施した指導についての話だが、これは監査ではなく実地検査という手続きである。
- ・ ただいまの質問だが、施設側から不適切なケアについて報告があったことについては、身体拘束の部分は当初含まれていなかったということだ。

○金澤 浩幸委員

- ・ 施設長は、匿名の方から電話があったという報告を函館市から受け、不適切なケアはあったという報告書を令和5年12月20日に提出した。その上で口頭で、実は身体拘束もしていたということも言っていたということか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 令和5年10月24日の報告についてだが、通報を受けて我々が報告指示したということではなくて、施設側から自主的に報告があったというふうには聞いている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 不適切なケアと身体拘束の違いは何なのか教えてもらえれば。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 不適切なケアと身体拘束の違いだが、この令和5年10月24日の不適切なケアについては、いわゆる介護のやり方が通常行われている形で行われていない、必要な介護を行っていないなどといった内容のものであり、身体拘束についてはこの時点では含まれていないと理解している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 事故報告書を書面で提出してきたのは、想像するに、お風呂を入れてあげないとか不適切な発言があったなどの報告だけがあって、身体拘束については報告書にはなく、何らかのやりとりの中で身体拘束もあったというような報告を令和5年12月20日に受けたということでしょうか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ そうだ。市の方で身体拘束に関する報告を受けたというのは令和5年12月20日が初めてということで理解している。

○金澤 浩幸委員

- ・ 資料を読んだ限りでは、施設長は隠そうとしたり、大きな話にしたくなかったみたいに読み取れる。
- ・ 市として令和4年9月20日の実地検査では、現地に行き、実際どのような介護をされていたのかを確認し、その場で指導した検査であったということでしょうか。

○指導監査課長（熊谷 明祐）

- ・ 令和4年9月に実施した実地指導だが、先ほど部長からも説明があったとおり、事前に自己点検表というのを求めており、それに基づいて現地に入る。
- ・ 必要に応じて職員から聞き取り、もしくは関係書類を見て精査し、基準違反がないかを確認する。
- ・ 必要に応じてその場で口頭で指導をして、後日、文書で通知するというやり方である。

○金澤 浩幸委員

- ・ 行って見ているということだ。私は別の社会福祉法人の理事をやっているが、監査があるときに呼ばれ、だいたい3年に1回ぐらいそういうのがある。
- ・ 令和4年9月のときには、市として現場に行って、身体拘束を行っていた部屋に入れなかったのかもしれないが、このときには、現場に行って見てきたけれども、市としては気がつかなかったということだと思う。ただ、報道等では、何年も前から身体拘束を行っていたかのようなのだが、現場に行って検査をしていた市の立場として、そこまで発見するのは難しかったのか、あるいは先方がそういう部屋には入れないようなやり方だったのか、もし記憶に残っていれば教えていただきたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 令和4年9月の実地指導の際に把握した状況ということだが、この時期、新型コロナウイルス感染症の拡大があり、入居者の居室等への立ち入りは制限されているような状況下であったため、居室には入っていない。そのため、具体的にその状況は把握していない。

○金澤 浩幸委員

- ・ 分かった。新たに告発した人が、施設に対して不当解雇等の損害賠償を求めて裁判を起こしているようだが、市として、今後、どのように進めていくのかお聞きしたい。
- ・ 当然、現地にも行き、改善指導をしていると思うが、市としては、今後どのような体制を作っているのか、考えを教えていただきたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 現在、複数の通報と施設側からの事故報告書を受け取っている。その中で、事実関係の確認を進めているという状況で、資料にも記載しているように、今後実際に施設に立ち入り調査等をしていく予定である。

- ・ あくまでも法人に対する措置、並びに介護保険法、その他の法律に基づく所官庁としての権限行使というのは、我々行政庁としての調査結果に基づき、その内容を判断していくことになる。
- ・ 今後の調査の中で必要な状況を確認しながら、対応について検討させていただくことになると思う。

○金澤 浩幸委員

- ・ 個人同士で裁判を起こすことにより、この調査に何か影響するものはあるか。それとも淡々と監査は監査、指導は指導ということで進めていくのか。そこら辺だけもう一度お聞きしたい。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 報道されている訴訟の関係かと思うが、本件については基本的に労働契約上の問題として法律上で争いになっているというふうに理解をしている。ただその中で、施設事業所において行われている不適切なケア等が一つの原因というか、関連があって報じられているが、我々は事業所に対する指導監査という立場で入るので、あくまでもその介護サービスの提供上の問題点がなかったかということを中心に対応していくので、直接的に法律上の争いについて関与していくということはないものと考えている。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に御発言はあるか。

○道畑 克雄委員

- ・ 今までの経過がわかった。資料のとおり今後の市の対応では、速やかに立ち入り調査および監査を実施し、事実確認するということが書かれているが、例えば、法的かどうかわからないが、いつまでにしなければならないとか、決められていることはあるか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 虐待の通報や事故報告書の提出から何日以内に調査をしなければならないといったような規定はない。

○道畑 克雄委員

- ・ わかった。今答えるのは難しいようなので、速やかにということで受け止めるが、いつくらいに調査を終えたいとか、めどはあるのか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 調査時期に関するお尋ねだが、今後速やかに進めていくということで先ほど説明させていただいたが、本件については2月下旬に身体拘束についても事故報告書が提出されているので、この内容を整理して施設側と調整の上、可能であれば今月の早い時期に調査に入りたいということで調整している。

○道畑 克雄委員

- ・ わかった。その調査全容が明らかになって、それを審査した上で指導、事務や処分はどうするのかということは、その結果が出てから決めるということでよろしいか。

○保健福祉部長（佐藤 任）

- ・ 処分等々の検討についてのお尋ねだが、先ほども申し上げたように事業所に対して一定の指導等を行う場合には、我々が直接調査した事実、確認した事実に基づいて実施することが必要となるので、あくまでも今後の調査を待ってその内容に応じ、どういった処分措置が必要かという判断をしていくことになると考えている。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に御発言あるか。

○富山 悦子委員

- ・ このスタッフは何人ぐらいで、どういうメンバーなのかお聞きしたい。例えば、資格をきちっと持っている看護師だとか、介護福祉士だとかヘルパーだとか。

○指導監査課長（熊谷 明祐）

- ・ 当該施設の職員についてのお尋ねだが、恵楽園に関しては、施設長が1名、その他、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士、看護職員、介護職員等で、合わせて29名の職員がいるということをお聞きしている。

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 他に発言はあるか。（なし）
- ・ 保健福祉部におかれましては、今後も適切にご対応いただきたいと思いますと思う。
- ・ 理事者は退出願う。

（保健福祉部 退出）

- ・ 議題終結宣言
- 

2 その他

○委員長（小林 芳幸）

- ・ 次に2のその他だが、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午後3時40分散会